

なり。

人数の懸引は鐘鼓及び鳴物なるべし、分合並に敵の有無を通ずるには旌旗を用ふべし、先旗本二五色の旗を用意し置て、物見より東に敵ありと注意あらば、鐘をならし、人数を止めて青色に東の字を出したる旗を指上べし、其時諸手銃砲一聲づゝ放して、承知の旨を大將に知らすべし、赤白黒又同法也。青は東、白は西、赤は南、黒は北諸手、此旗を見て敵の在る方を知るなり、倍懸れと言ふ相圖には青旗を東に向けて振ながら、太鼓を鳴らすべし、其時東組の人数討て懸るなり、四方皆同法なり。

青旗赤旗二本立ては東南に敵ありと知べし、三方四方又同法なり。

右旌旗鐘鼓鳴物吹物等を以て人数を扱ふ法の大略なり、猶工夫を加へて如何様にも定むべし、何れにも人数を扱ふ要領は、法と操練とにある事にして、法又操練より重き事と知るべし。

## 第七卷終

# 海國兵談 第八卷

## 押前陣取、備立並宿陣、野陣

押前は人数を引纏て押行道中なり、右の押前陣取、備立の三は大なる差別に非ず、押行人数を止れば備となり、備を押廣むれば陣となる、元來陣と備と二の物に非ず、異國にて陣營同法と云ふも此趣意なり、日本にては陣取と備立と別傳なる故、事多くして煩敷なり、只陣營同法を旨とすべし、倍又陣場の普請は遊軍の兼役に定め置て、普請の時は人数を分て働かせ、外に其他の百姓、荒子等を用ゆべし、隨分手軽く手間疾きを善とす。

押行時は百里千里六町一里也の道なりとも物の具して押べし、斯すれば別に具足櫃ツツハコを召連るに及はざるなり、但炎天の時は脱て擔ふ事もあるべし。

附具足櫃は澁紙張拔に制すべし、投ても損傷せず、又水汲の具にも用ゐらるるなり。

人数を押出すには能々四方の伏を搜て出すべし、忽にする事なかれ、押前に二行三

行に押事なれども街道狭き時は一行にも押なり、但一備毎に中間を明べし、當時日本  
の街道多くは左右より田畑に切落したる故、日光海道の外は東海道とても、十分  
の街道とは言難し、況んや其余をや、殊に西國九洲の街道其狭きなり、大に本意を失  
る事事成べし思ふべし。

押行間に大小便又は草鞋等を着替る時は平士は首立に斷り、首立以上は身に近き  
兵士に申斷て己れの行列を外れ、用を辨して本列へ馳付べし、但し三丁まで馳つか  
ざるは罪す。

押行路程は一日に四五十里大道七八九里なりなるべし、然しながら必勝の見込ある時は、百  
里も百五十里も押行なり、先蹤多し、見合すべし。

諭は七備ある人數なれば前左右旗本、小荷駄遊軍、後備と押すなり、遊軍は前後二隊  
あるべき事なれども、人數不足なる時は前遊軍をば旗本にて兼ぬべし、偕又前左右  
後は各持前を兼て定め置くべし、持前とは左備は左の敵にあたり、右備は右の敵に  
あたるのみなり、如此定め置は急に敵に出逢たる時うろたへざるなり。

陣を取敷には旗本の陣所を目當にして前備は前、左備は左に取時は恐る事なし。

小荷駄の事は次の卷の小荷駄の條に述るが如し、いづれにも後に置事なかれ、中軍  
に置くべし。

細道難所などは能く伏を搜て後、早く押通るべし、遅々する事なかれ、大河へ押懸り  
たる時、橋無くしては、在家を毀て竹木を切り取り、筏を組て渡すべし、偕筏を組むに  
は水中にて上流より組み始め、川下へ組下るべし。

流れ緩き水は直に橋に成る様に組むべし、組様は先其水幅を積るべし。

積り様は町見家の平町法を用ふべし、又大荒増の積り方は水際に樹木あらば其樹  
木を目當になし、樹木なくんば別に柱を立てるなり、夫を見ながら向の岸に沿て川下  
へ下り行き、向の岸の目當と、此方の目當の木と同じ位なる時、踏込て此方の目當の  
木迄の町間を計れば、大概川幅に似たる物なりと言へり、其長さを以て筏を組べし、  
又水練の達者四五六人に細き綱をつけて、向の岸へ渡し終へたる時、細綱の後に大  
綱を付て向へ引渡させ、端を能く結び止て後、水練を知らざる人々を大綱に取付か  
せて渡すべし。

又綱も引難き大江河は大小を撰ばず、桶類を多く取集め、夫へ大木、大板等を結付て  
大勢取付て渡す事あり、是を桶船と言ふ、岡の如く制すべし。

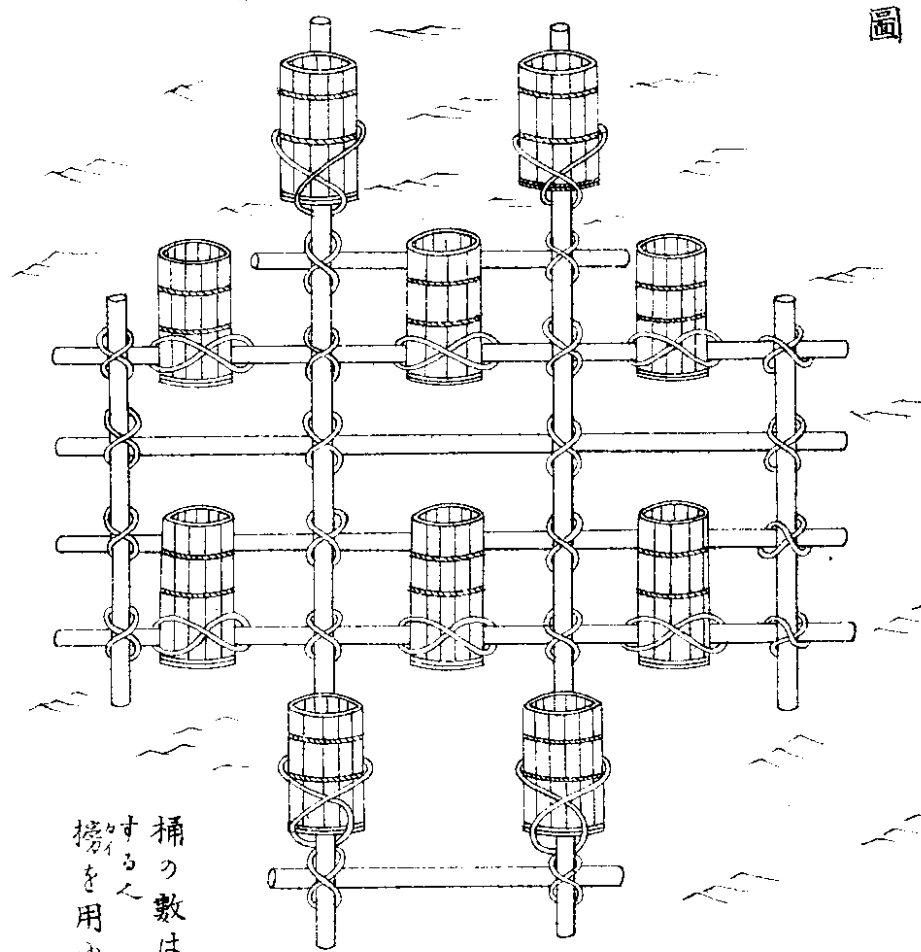
桶を順よく向の岸迄浮べて其上に大木を渡して、其上を渡す事あり、是を桶橋と言

ふ是又圖のごとく割すべし、但し急流ならば水上より桶をつなく事あり、是又圖を見て知るべし。

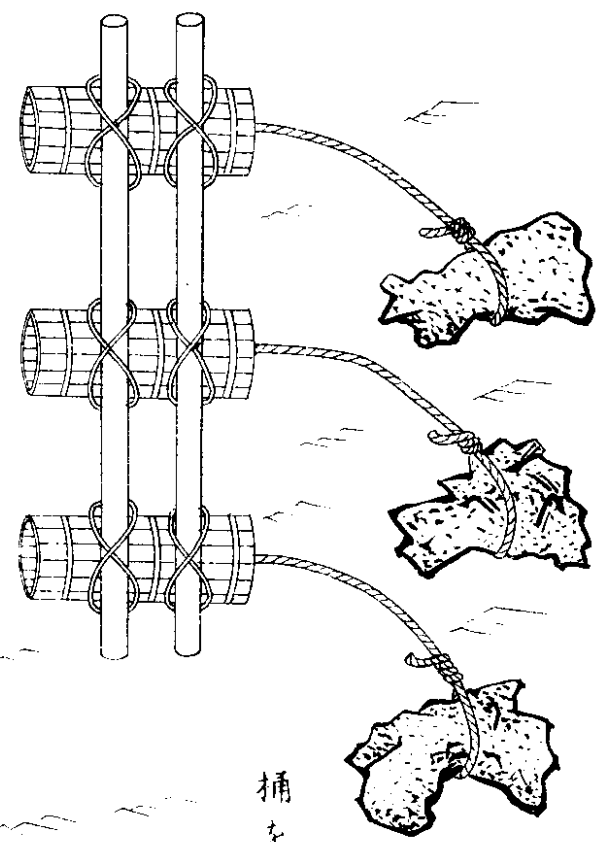
馬は船、筏、桶等へ引付て泳かすべし、何れも心きゝて早く渡り終るべし、必ず遅くする事なかれ、渡り懸りたる所へ敵來ればうるたへて大敗軍するものなり。

桶船、桶橋の圖左に出せるが如し。

桶橋之圖



桶の数は多き程善と  
する人 渡る時は棹か  
榜カヌーを用ゆ



川上  
桶を造るく圖之

川下

陣を取るには陣間、陣容と言ふ備と備との間は一備丈明け置ものなり、勿論隊間、容隊、人間、容人と言ふ事も右を推て知べし、此如く明間なければ接戦するに行詰りて働き難しと言へり、必ず密に相並ぶる事なかれ。

古より陣に色々の形ありて、利害得失を論ずれども、妄りに泥む事なかれ、只小荷駄を中央に置いてむさと敵に當られざるやうに心懸べし。

陣に戦を主とする事あり、守りを主とするあり、時宜によるべし。

毎陣奇正の心持を、忘却せず、互に仕手脇と成て働く事を旨とすべし、何れへなりとも相手組て接戦するを正となし、横に入るを奇とするなり、奇正の大趣意は四方正面環の端なきの如き心持なり、詳しき事は戦法の巻にいへる所の如し。

人数多くは一二三の先手、一二の左右備、前後の遊軍、左右の後備等、心次第なるべし、大人数の備ならば一備毎に奇正を設くるも可なり、先宿陣とは驛場に陣する事なり、其法先宿るべき驛の小口より、二丁斗先へ出張り、備を設けて固むべし、次に宿の兩裏を見届け、其上に四方へ多く物見を置くべし、さて總軍の一後にも一備、立て固むるなり、右の如く固め終りて後、次第を亂さずして一備づゝ宿入すべし、總軍宿入終りて後、旗本よりの下知にて後先の固め備も宿入すべし、偕此出張備は遊軍の役

なり、又出張備宿入して後も、四方の物見、夜番等は怠る事なかれ、別して斯様の時は、大切の役なり、慎むべし、若怠る者は即座に誅す。

宿より人数を押出すにも後を固めて押出すべし。

久しき宿陣ならば、前後左右に出張備を設け置けべし、尤物見夜番等怠る事勿れ、慎むべし。

野陣は宿陣の作法と少しかはれども、次第行列を亂さざる心持は同様の事なり、但し一夜の陣なりとも總構に柵虎落あるべし、長陣ならば馬防の堀を掘り、其上にて土居を設くべし。

陣門は其人数の多寡に因るべし、但し大将の用事といふとも、印なき者は出入を禁ずべし、勿論夜中の出入猶以て禁するなり、或は人來て入度事を願ひ又は敵方より内通心替の者來て言上致度者あり、杯と言ふ共、入るる事勿れ、門外に扣へ居らしめ、主將へ伺ひ下知を待べし。

宿陣、野陣ともに小組は一組宛同宿すべし、又陪卒ある人数組ならば、五人同宿なるべし、陪卒は數に拘らず主人へ附纏ふなり。



陣中の小路々々は幅七八間より狭くする事勿れ、勿論折目々々に番所を置いて誰何

すべし、尤印なき者は夜中通行を禁ず。

厠は長陣ならば小屋の蔭か又は平等の地ならば、畢く藪をなして其陰に長く淺溝を掘置て大小便を便すべし、又一日二日の野陣にて溝厠も作らざる時は人々大便の度毎に自ら小穴をほりて大便をなし、其上へ土を覆ひ置べし、之を嚴格にすべく、妄に糞する者は笞刑に處すべし。

陣中にて樵、水汲、野菜取等は相互に言合せて出すべし、例へば陪卒無しに二十五人同宿ならば一伍より一人づゝ五伍より五人出すべし、一人は水汲、一人は野菜取、三人は薪取なるべし、陪卒ある人数組ならば、一伍五人の主人陪卒一人づゝを出すべし、法は上に同じ、但し自身出るとも、倍卒を出すとも、番頭の印鑑をもつて通行すべし、右の通り通行判は在陣中一伍へ一枚づゝ渡し置く事なり、但し失ふ者は笞つべし、且又樵、水汲等半時に限るべし、遅く歸る者は是又笞つべし。

小屋は九尺棟に作るべし、小屋割は一人前二尺に四尺と積るなり、大平の世の了簡にては狭き様なれども、陣中には臥具と言ものなき事なれば、人多き程二尺の割にて事足るものなり、五伍二十五人ならば七間渡すべし、是内にて飯炊く事もなるもの也、馬は一疋三尺に積て十疋五間の割なるべし、但し定規なり。

急の野陣は澁紙或は苦又は菰筵、むしろの類を張て雨露を凌ぐなり、其仕形竹木をもつて、如此鳥居形を立て、右の品を打懸け、兩端を左右へ引分て、土際にて留置く時は、如此なるなり、此法を便利とす、但し澁紙は急々の制に出来難きものなり、大平の口漸々に制して嗜べし、今も古風を失はず、國士は年々澁紙を制するものもあるなり、善と言ふべし、野陣を取敷くに習あり、左に記す、猶工夫あるべし。

野陣を取敷くには山か、水かに據るへし、就中水草の便を見立る事第一の儀なり。小高き岡の四方より寄場宜敷所には陣する事勿れ、四面に敵を受ける憂あり、敵水流に據て陣したる時、己れか其下流に陣する事勿れ、たとひ陣するとも其水を飲ざる者なり、敵の穢汁を受るのみならず、毒流しの氣遣あり。

葦荳多き傍に陣する事勿れ、敵より焼立らるる氣遣ひあるなり。

河原に陣する事勿れ、洪水の氣遣あり。

谷中は言ふに及はず、谷の入口にも陣する事なかれ、塞き討、推し水の氣遣ひあり。

卑濕の地に陣する事なかれ、軍士濕氣を受けて或は腫或は脚氣等の病を生ずるなり、墳墓の地、或は忌々敷地名の所に陣する事なかれ、惡氣に感じ又は惡名に感ずる事あり。

地形によつて風の當る所ある物なり、能く見計ひ、此如き所に陣する事なかれ、總て陣所を立拂ふには、炊き道具、臥具等は面々の名符を付て、小屋に捨て置て自ら世話する事なかれ、小荷駄懸りの者廻りて皆取仕舞ふなり、是を定式とす。

右陣取、撰地等の大略なり、先是等の事を能く呑込む時は、立廻れる陣取に事欠く事なし。

此上は和漢の軍書に陣法の傳授數多あり、學て極所に至るべし。

## 第八卷 終